

志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 要旨

健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、当該政令を引用する出産育児一時金の支給金額を変更する必要があるため、所要の規定を整備するものである。

2 改正内容

出産育児一時金の支給金額を変更

(志木市国民健康保険条例)

【改正前】

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として 404,000円 を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。

【改正案】

第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として 408,000円 を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。

3 施行日 令和4年1月1日